

建設技能労働者の動向

まえがき

日本の建設投資額は、平成8年（1996）を境に低下し、平成22年（2010）にはピーク時の約二分の一に減少したが、その後の東日本大震災の復旧復興事業および2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた関連施設整備等により建設需要は高まってきている。しかし、長期に渡る建設投資の低迷は、建設企業が構造のスリム化をした結果、ここに来て技能労働者の不足が顕在化してきた。そこで、今回は現在の建設労働力の現状と対応策および外国人建設就業者の動向を紹介することとした。

(1) 国内の建設技能労働者数の推移

平成4年度（1992）をピークに長い間減少傾向が続いていた建設投資額は、平成20年（2008）のリーマン・ショック以降、最盛時の半分まで削減された。しかし、東日本大震災の発生後の復旧復興事業により押し上げられ、平成22年を底に増加に転じた（図－1）。一方、建設技能労働者数は、平成9年（1997）ピーク時の455万人に対し平成22年（2010）には331万人（△27.3%）まで減少してしまったが、同じく東日本大震災を境に若干増加の動きがあり、平成25年（2013）には、公共工事労務単価の引き上げや高齢者の活用、社会保険等未加入対策の更なる強化等建設技能者の処遇改善に努めてきた成果が現れたことで7万人ほど増えている（図－2）。

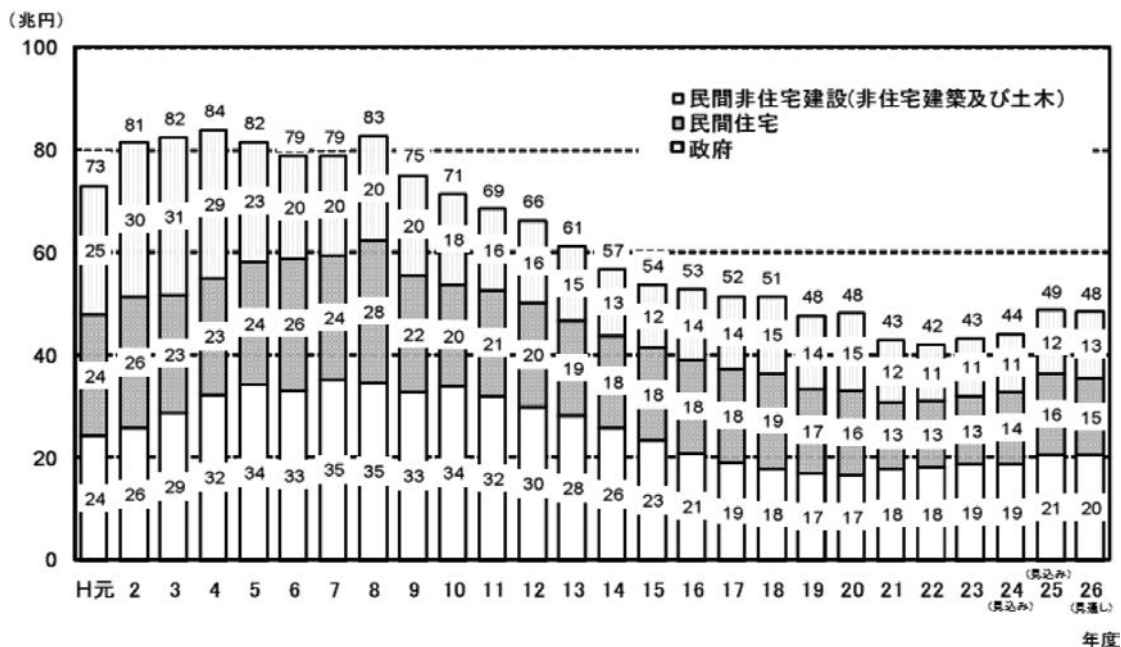
国土交通省の建設労働需給調査では、平成23年（2011）に入ってから不足傾向が続いている（図－3）。

(2) 求人、求職及び求人倍率の推移

厚生労働省は公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、一般職業紹介状況として毎月公表している。図－4は、「建設躯体工事の職業」・「建設の職業」・「土木の職業」の年度平均の数値を合算した有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移を示したグラフである。

平成21年度（2009～10）はリーマン・ショック等の影響を受け建設投資が急減していた時期であり、有効求人数よりも有効求職者数が上回り有効求人倍率は0.66倍・0.84倍と低い水準となっていた。しかし、平成23年度（2011）の震災以降、建設投資が急激に回復したことを受け、この頃から有効求職者数よりも有効求人数が上回るという逆転現象が顕著に表れ始め、平成25年度（2013）の有効求人倍率は2.89倍と、ここ10年間で最も高い水準となっている。

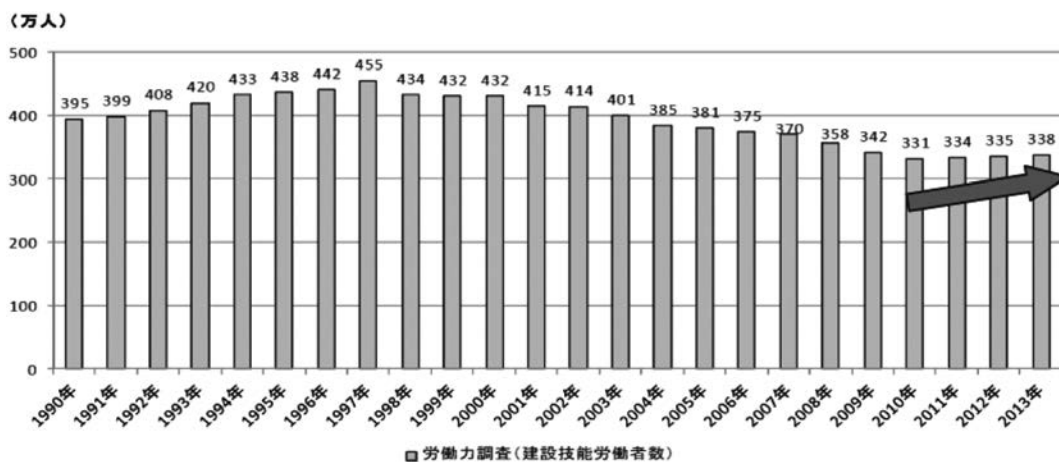
これから、復興事業の更なる加速化、平成32年（2020）東京オリンピック・パラリンピック関連施設整備等により建設需要が増大していくと考えられるなか、人手不足は建設産業のみならず、あらゆる産業で問題視され、今後ますます少子高齢化が進み労働力人口の減少は避けられないことから、人材確保が大きな課題としてあげられる。



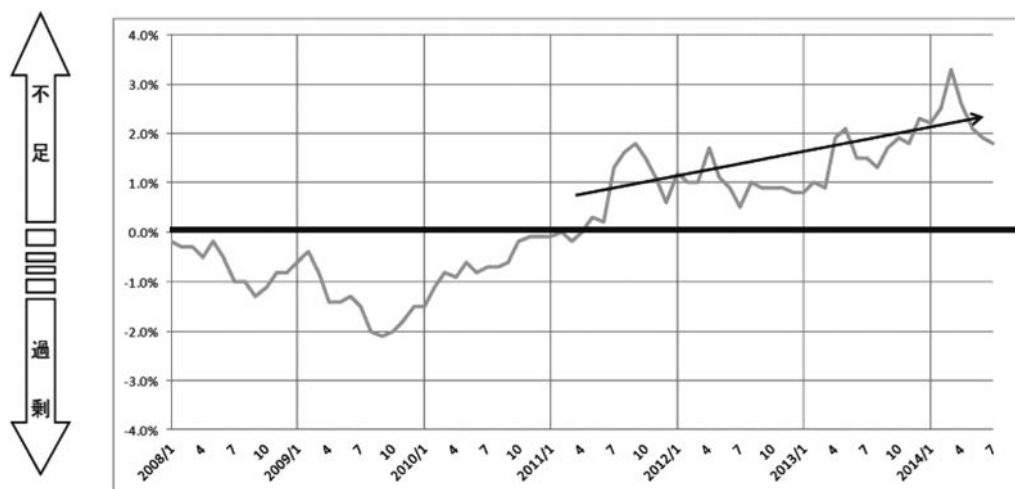
出典：国土交通省 建設投資の見通し

図－1 建設投資額（名目値）の推移

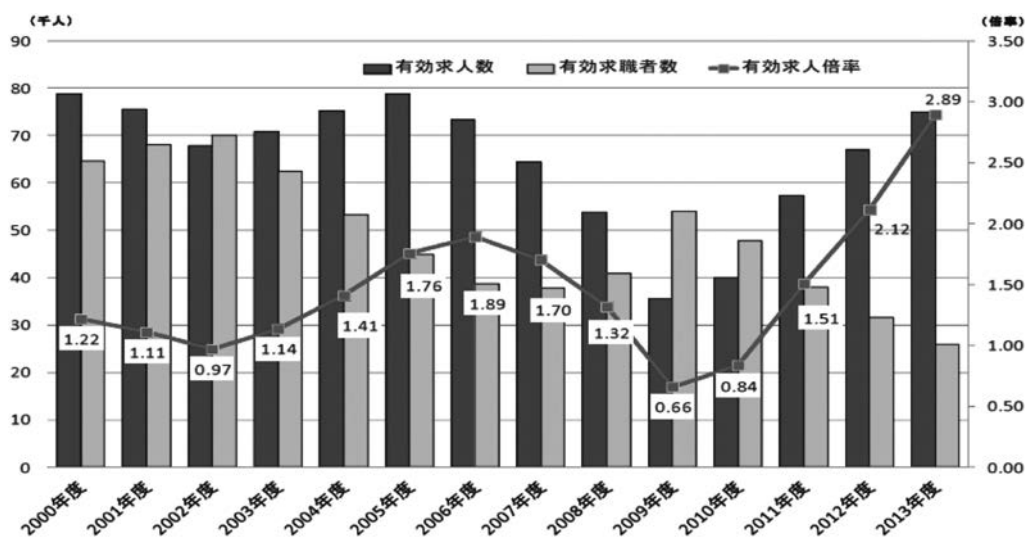
統計



出典：総務省「労働力調査(暦年平均)」を基に(一財)建設経済研究所で作成
図一 2 労働力調査による建設技能労働者数の推移



出典：国土交通省「建設労働受給調査」を基に(一財)建設経済研究所で作成
図一 3 建設技能労働者過不足率の推移(全国)



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」を基に(一財)建設経済研究所で作成
図一 4 建設技能労働者の求人、求職および求人倍率の推移

(3) 構造的な労働者不足の対応

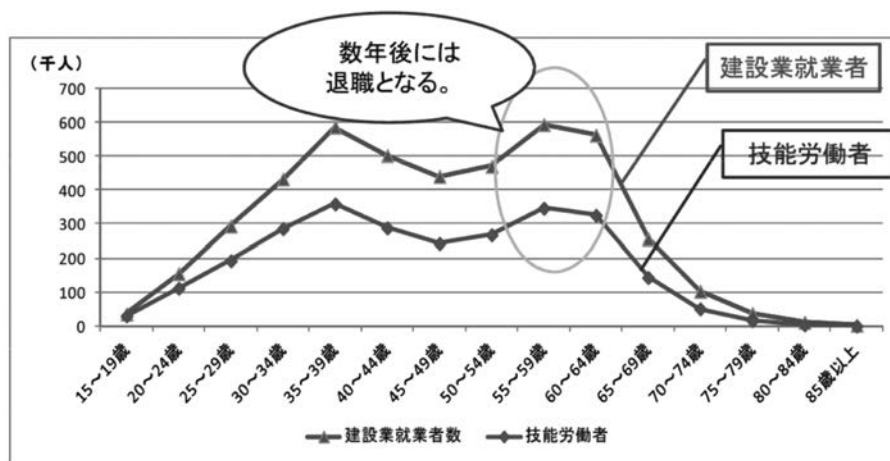
建設産業の担い手不足については、近年の建設投資の減少により、建設企業が倒産するなど、技能労働者の離職が進んだことや技能労働者の高齢化が進み、高齢者が仕事を辞めていっていること（図—5）、また、建設産業の処遇改善が進んでいないことなどから、若者が入職を避けるようになっていることなどの3つの要因が考えられる。これらの要因については、建設産業が直面している構造的な問題であり、こうした問題を看過すれば、中長期的には、将来にわたるインフラの維持管理や災害対応等を地域で担う人材が不足することが懸念される。近年では、公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律により、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保が明確にされ、国交省では社会保険未加入企業の

排除や公共工事設計労務単価の引き上げなど環境改善に力を注いでいるところであるが、こうした構造的要因による担い手不足の懸念に対しては、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置とは別に、中長期的な観点から、必要な人材を国内で確保していくことが基本である。

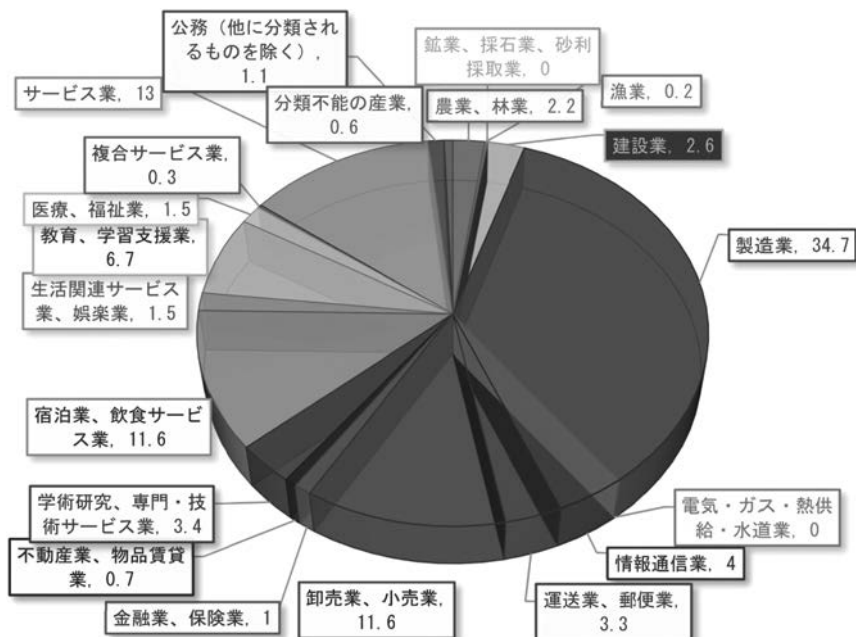
なお、産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める」とされている。

(4) 外国人建設就労者の受入状況

日本では、「出入国管理法及び難民認定法」上の技能実習生が在



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」を基に（一財）建設経済研究所で作成
図—5 建設業就業者数に占める技能労働者の割合



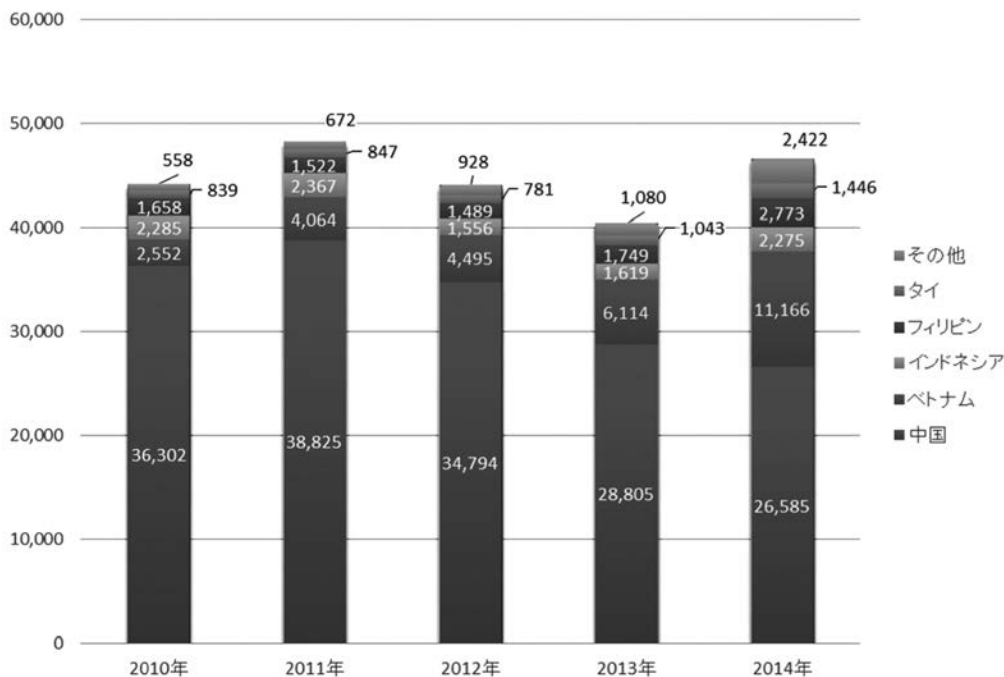
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課発表
図—6 産業別外国人労働者の割合 (%)

統計

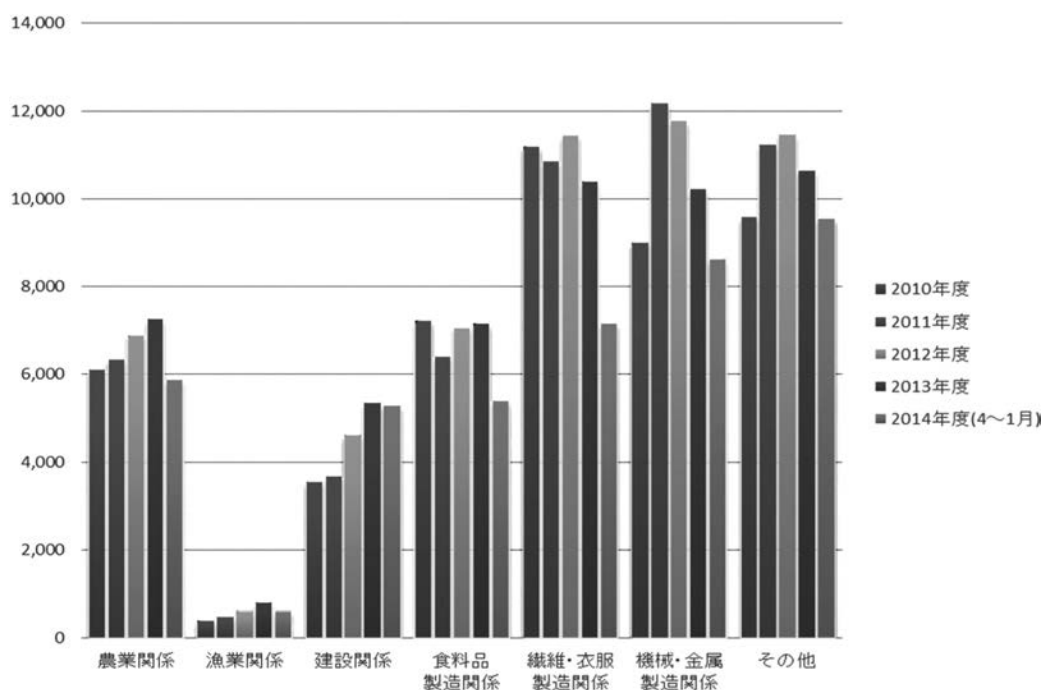
留資格を得て就労することが許されている。外国人就労者の受入には、外国人技能実習制度（平成5年）があり、開発途上国の青壮年労働者を一定期間（3年間）日本産業界に受け入れて産業職上の技能・技術・知識を習得させ、開発途上国への技術移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成に寄与することを目的とした制度である。技能実習の対象職種には、1. 農業関係、2. 漁業関係、3. 建

設関係、4. 食品製造関係、5. 繊維・衣服関係、6. 機械金属関係、7. その他に分類され、建設関係は21職種、31作業が定められており、実習機関と雇用関係のもとで技能修得を図ることになる。

厚生労働省は、このほど平成26年10月末現在で外国人雇用についての届出状況を取りまとめた。外国人就業者数は約79万人で、前年同期比9.8%の増加となっており、平成19年に届け出が義務化

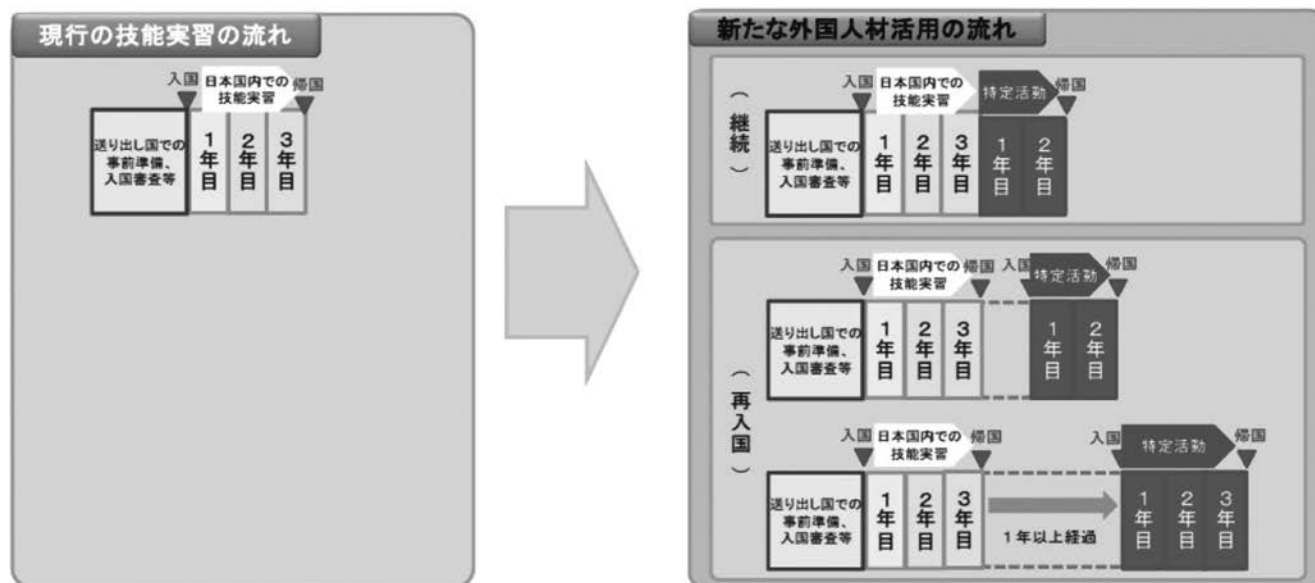


図一 入国支援技能実習生（1号）（国籍別）暦年別（人）



出典：（公財）国際研修協力機構 JITCO

図一 技能実習2号移行申請者（職種別）（人）



図一 9 外国人材活用の緊急措置

されて以来、過去最高の伸びである。そのうち建設業には約2万人、2.6%が就業している（図一6）。

近年の外国人技能実習制度による年度別の実績は、1年目の入国支援実習生は中国の減少が大きく、全体として減少傾向にあるが、年間4万人台にある（図一7）。

(5) 一時的な需要増に対応する労働者の確保（閣僚会議：平成26年4月4日）

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するために必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本であるが、その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する事が必要である。

この措置により、今後技能実習生の増加が期待されており、図一8

では、建設関係が増加傾向になっている。内訳としては中国が減少したものの、それ以上にベトナムの増加がそれを補完している。

○緊急措置の概要（対象、資格、期間）：国土交通省平成26年告示（図一9）

外国人建設労働者受入事業に関する告示骨子は次の通りである。

①活用を図る外国人材

即戦力の確保を念頭に置き、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、雇用関係の下で建設業務に従事することができるとする（2020年度までに限る）。

②在留資格

特定活動

③期間

1年ごとの更新により最大2年以内（再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上のものは最大3年以内）。

【文責：両角】